

平成 29 年第 2 回熊野町議会臨時会

会議録（第 1 号）

1．招集年月日 平成 29 年 4 月 25 日

2．招集の場所 熊野町議会議場

3．開議年月日 平成 29 年 4 月 25 日

~~~~~。~~~~~

4．出席議員（16 名）

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 尺 田 耕 平  | 2 番 竹 爪 憲 吾  |
| 3 番 立 花 慶 三  | 4 番 諏訪本 光    |
| 5 番 沖 田 ゆかり  | 6 番 片 川 学    |
| 7 番 時 光 良 造  | 8 番 民 法 正 則  |
| 9 番 荒 瀧 穂 積  | 10 番 大瀬戸 宏 樹 |
| 11 番 藤 本 哲 智 | 12 番 山 野 千佳子 |
|              | 14 番 中 原 裕 侑 |
| 15 番 馬 上 勝 登 | 16 番 山 吹 富 邦 |

~~~~~。~~~~~

5．欠席議員（13 番 久保隅逸郎）

~~~~~。~~~~~

6．地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 町 長       | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長     | 内 田 充   |
| 教 育 長     | 林 保     |
| 総 務 部 長   | 岩 田 秀 次 |
| 企画担当部長    | 宗 條 勲   |
| 民 生 部 長   | 光 本 一 也 |
| 建 設 部 長   | 沖 田 浩   |
| 教 育 部 長   | 民 法 勝 司 |
| 総 務 部 次 長 | 西 村 隆 雄 |
| 民 生 部 次 長 | 時 光 良 弘 |

|            |           |
|------------|-----------|
| 建設部次長      | 貞 永 治 夫   |
| 建設部技術次長    | 林 武 史     |
| 教育部次長      | 横 山 大 治   |
| 財務課長       | 桐 木 和 義   |
| 地域振興課長     | 西 岡 隆 司   |
| 企画担当課長     | 西 川 伸 一 郎 |
| 税 務 課 長    | 立 花 太 郎   |
| 高齢者支援課長    | 加 島 朋 代   |
| 住 民 課 長    | 堀 野 辰 夫   |
| 子育て・健康推進課長 | 隼 田 雅 治   |
| 生活環境課長     | 堂 森 憲 治   |
| 都市整備課長     | 穂 坂 俊 彦   |
| 上下水道課長     | 寺垣内 栄 作   |
| 生涯学習課長     | 藤 川 千 浪   |
| 会 計 課 長    | 光 本 琴 音   |

~~~~~。~~~~~

7．本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|---------|
| 議会事務局長 | 三 村 伸 一 |
| 議会事務局書記 | 永 谷 望 |

~~~~~。~~~~~

#### 8．議 事 日 程（第1号）

##### 開 会 宣 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第27号 専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

日程第 4 議案第28号 専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

日程第 5 常任委員の選任

日程第 6 議会運営委員の選任

日程第 7 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任

追加日程第 1 各常任委員会及び議会運営委員会の「閉会中の継続審査・調査申出について」

~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

- 議長(山吹) ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成29年第2回熊野町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~

- 議長(山吹) これより日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番立花議員、4番諏訪本議員、5番沖田議員の3名を指名します。

~~~~~

- 議長(山吹) これより日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日のみとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定しました。

これより議案等の説明を求めため、町長その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 9時31分)

(再開 9時33分)

~~~~~

- 議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、議案第27号「専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について」を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（三村） 議案第２７号「専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認」につきまして、御説明申し上げます。

専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成２９年３月３１日に公布、翌４月１日に施行されたことに伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分したものでございます。

主な改正内容は、住民税の譲渡所得に係る課税の特例、災害に関する固定資産税の課税の特例、軽自動車税の軽課及び賦課徴収の特例についての改正でございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長（山吹） 立花税務課長。
- 税務課長（立花） それでは、「専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例について」詳細説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律が３月３１日に公布、翌４月１日に施行されたことにより、３月３１日までの関係条文を改正しなければならないものについて専決処分を行ったものでございます。

お手元の資料１をごらんください。

まず、１の「主な改正内容」の（１）住民税の譲渡所得に係る課税の特例につきましては、有料住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限が平成２９年度課税分までを３年延長し、平成３２年度分までとするものでございます。

続いて（２）災害に関する固定資産税の課税の特例につきましては、震災等により滅失・損壊した家屋・償却資産に代わるものとして、町長が認める被災代替家屋・償却資産を取得した場合は、その固定資産税を最初の４年度分に限り２分の１とし、また、震災等により滅失・損壊した住宅敷地であった土地につきましては、当該土地が被災市街地復興推進地域内に存する場合であって、やむを得ない事情により住宅用地として使用できないと認められるときは、賦課期日に住宅が再建されていない場合であっても、震災等の発生後４年度分に限り、住宅用地特例を適用し税負担を軽減いたします。いずれも、これらの措置につきましては、平成２８年４月１日以後に発生した被災固定資産について適用するものでございます。

続きまして、（３）軽自動車の軽課及び賦課徴収の特例につきましては、燃費性能の優れた新車の軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置、いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例」につきましては、適用期限を２年間延長し、平成３０年度分及び平成３１年度分を対象とするものでございます。

また、昨年４月に自動車メーカーが燃費試験において不正を行っていたことが判明したことを受けまして、同様の不正が原因で軽自動車税の納付額が生じた場合には、当該不足額を第三者である自動車メーカーを所有者とみなし、納税できることを規定するなどの改正を行ったものでございます。

（４）のそのほかといたしましては、居住用の６０メートルを超える超高層ビル等の税額の案分方法の改正や国産牛肉の安定的な供給を図っていく観点から、特定の肉用牛について、その売却による所得に対する税額が免除されるなどの特例を３年間延長するものでございます。また、法律の改正に伴います用語の修正と関係条項のずれに関する修正を行ったものでございます。

施行日につきましては、いずれも平成２９年４月１日からでございます。

以上でございます。

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第２７号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第２７号については原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（山吹） これより日程第４、議案第２８号「専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について」を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（三村） 議案第２８号「専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認」につきまして御説明申し上げます。

専決処分しました熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成２９年３月３１日に公布、翌４月１日から施行されたことに伴い、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更等、所要の改正を行うため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分したものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（山吹） 立花税務課長。
- 税務課長（立花） それでは「専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして説明を申し上げます。

この条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令が３月３１日に公布、翌４月１日に施行されたことに伴い、同日中に所要の条例改正が必要なため、専決処分で改正を行ったものでございます。

お手元の資料２をごらんください。

まず、１の改正の趣旨ですが、（１）は昨年に引き続き、低所得者に係る軽減対象の拡充でございます。（２）は低所得者に係る保険税軽減額の変更でございます。

２の改正内容、第２３条「国民健康保険税の減額」でございますが、現在、低所得世帯に対する救済措置といたしまして、国民健康保険税のうち、世帯の所得や人数に応じて、資格者１人ごとに課する均等割と、世帯ごとに課する平等割について、それぞれ７割、５割、２割を軽減する減額措置を行っております。

（１）の改正は、その軽減判定につきまして、５割及び２割軽減できる対象範囲を拡大するものでございまして、５割軽減につきましては、軽減判定所得の算定において、被保険者等の人数に乗すべき金額を２６万５，０００円から２７万円に引き上げ、２割軽減につきましては、被保険者等の人数に乗すべき金額を４８万円から４９万円に引き

上げるものでございます。

下段に示しましたイメージ図で説明いたしますと、従来と比較して、5割軽減につきましては、世帯内の被保険者等の人数に5,000円を掛けて得られた額を加算した所得の方までが軽減を受けられ、2割軽減につきましては、世帯内の被保険者等の人数に1万円を掛けて得られた額を加算した所得の方までが軽減を受けられることとなり、結果、軽減を受けられる対象範囲が拡大するものでございます。

続きまして、(2)の減額措置に係る保険税軽減額の変更につきましては、先ほどの軽減対象世帯において、軽減される均等割及び平等割の額が変更となるものでございます。

医療分につきましては、軽減額の変更はありませんが、後期高齢者支援金分及び介護分におきまして、軽減額が変更となり、表の右端の非軽減額にそれぞれ7割、5割、2割を乗じて算出した金額を均等割及び平等割の税額から軽減させていただくものでございます。

なお、「特定世帯」とは、国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、同じ世帯の国保加入者が1人だけとなる世帯をいい、医療分と支援金分の平等割額が5年間1/2減額され、その後3年間は「特定継続世帯」として、医療分と支援金分の平等割額が1/4減額されるものでございます。

以上でございます。

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

藤本議員。

○議員（藤本） これ、このことによって影響額というのはどの程度におさまるんでしょうか。

○議長（山吹） 立花税務課長。

○税務課長（立花） 藤本議員の減額された影響額はということに詳細にお答えをいたします。

平成28年度課税資料で計算をいたしますと、影響を受ける世帯は26世帯で、基礎課税分、医療分でございますけれども、これが約88万円、後期高齢者支援金分が約27万円、介護分が約5万円の計120万円の減収と見込んでおります。

以上でございます。

- 議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第28号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第28号については原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

- 議長（山吹） これより日程第5、「常任委員の選任」を行います。

常任委員の選任については、熊野町議会委員会条例第2条の各号において総務厚生委員会6名、文教委員会5名、産業委員会5名となっております。

お諮りします。常任委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 9時50分）

（再開 9時51分）

~~~~~○~~~~~

- 議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。総務厚生委員に山野議員、大瀬戸議員、荒瀧議員、時光議員、諏訪本議員、竹爪議員。

文教委員に山吹議員、中原議員、片川議員、沖田議員、立花議員。

産業建設委員に馬上議員、久保隅議員、藤本議員、民法議員、尺田議員。

以上のとおり、それぞれ指名したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 9 時 5 2 分）

（再開 9 時 5 3 分）

~~~~~○~~~~~

- 議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

この際、次の日程に入るに先立ち各常任委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告します。

総務厚生委員長に時光議員、副委員長に竹爪議員。

文教委員長に片川議員、同副委員長に沖田議員。

産業建設委員長に民法議員、同副委員長に尺田議員。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

- 議長（山吹） これより日程第 6、「議会運営委員の選任」を行います。

議会運営委員の選任については、熊野町議会委員会条例第 4 条の 2 第 2 項において定数は 6 名となっております。

お諮りします。議会運営委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山吹） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 9 時 5 5 分）

（再開 9 時 5 5 分）

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。議会運営委員に藤本議員、大瀬戸議員、民法議員、時光議員、片川議員、沖田議員の6名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員には、ただいま指名しました6名を選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 9時56分）

（再開 9時56分）

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

この際、次の日程に入るに先立ち、議会運営委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告します。

委員長に沖田議員、同副委員長に大瀬戸議員。

以上でございます。

暫時休憩いたします。

（休憩 9時56分）

（再開 9時57分）

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第7、「議会広報特別委員会の設置及び委員の選任」を行います。

お諮りします。本件につきましては、熊野町議会委員会条例第5条第1項及び熊野町議会広報発行に関する規程第4条に基づき、8名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに議会広報誌及び熊野町議会ホームページの作成・編集を付託することとし、閉会中もなお継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、本件につきましては、8名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに議会広報誌及び熊野町議会ホームページの作成・編集を付託することとし、閉会中もなお継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置しました議会広報特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。

議会広報特別委員に荒瀧議員、民法議員、片川議員、沖田議員、諏訪本議員、立花議員、竹爪議員、尺田議員の8名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会の委員については、ただいま指名しました8名を選任することと決定いたしました。

この際、次の日程に入るに先立ち、議会広報特別委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告します。

委員長に諏訪本議員、同副委員長に立花議員。

以上でございます。

暫時休憩いたします。

(休憩 10時00分)

(再開 10時15分)

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまお配りしてありますとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、熊野町議会会議規則第75条の規定に基づく「閉会中の継続審査・調査申出について」が提出されました。

お諮りします。提出されました「閉会中の継続審査・調査申出について」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、「閉会中の継続審査・調査申出について」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 1 0 時 1 5 分)

(再開 1 0 時 1 7 分)

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより追加日程第 1、各常任委員会及び議会運営委員会の「閉会中の継続審査・調査申出について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、委員会における審査の事件について、熊野町議会会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会します。

皆様、大変お疲れさまでございました。

( 散会 1 0 時 1 8 分 )

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長

署名議員

署名議員

署名議員